

## ごみダイエット推進員設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年横須賀市条例第21号。以下「条例」という。）第10条に規定する廃棄物減量等推進員としてごみダイエット推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 推進員は、町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）の区域内に居住する者のうちから、町内会等を構成する世帯数に応じて、次の表に掲げる人数を当該町内会等の長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

構成世帯数	人数
1,000世帯以下	1名
1,001世帯以上	2名

2 推進員の推薦は、ごみダイエット推進員推薦書（別記様式）により行うものとする。

3 前2項の規定は、任期満了前に辞任した推進員の後任者の委嘱について準用する。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、前条第3項に規定する後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) ごみ減量化の推進
- (2) ごみの資源化及び再利用の推進
- (3) 地域集団資源回収活動の推進
- (4) 減量化、資源化等の学習及び施策PR活動の推進
- (5) 資源分別排出の協力推進

(その他の事項)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、資源循環部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式（第2条第2項関係）

ごみダイエット推進員推薦書

フリガナ 氏名	
住所	
電話	
その他	

上記の者に、ごみダイエット推進員の被推薦者として承諾を得たので、推薦いたします。

年 月 日

（あて先）横須賀市長

推薦者

団体名

住所

氏名

電話

印